

意匠分類記号	意匠分類の名称
B	衣服及び身の回り品

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
定義			
<p>日常生活において身に付け、又は携帯するものを分類する。 衣服(B1)、服飾品(B2)、身の回り品(B3)、かばん又は携帯用袋物(B4)、履物(B5)、喫煙用具及び点 火器(B6)、化粧用具又は理容用具(B7)、衣服及び身の回り品汎用部品及び付属品(B9)、その他の衣 服及び身の回り品(B0)を分類する。</p>			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			